

「食と花の街道認定事業」推進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛知県に農林水産物及びその加工品(以下「農林水産物等」という。)を始めとする豊富な地域資源があること及び食や花をテーマとした観光ルートの造成等による農林水産物等の需要拡大と誘客促進へ向けた取組が県内各地域で徐々に進みつつあることを踏まえ、愛知県産の農林水産物等を活用し、食や花をテーマとして地域活性化と観光振興に向けた活動を行う地域を「食と花の街道」として認定することにより、地域の魅力を統一的に広く情報発信し、もって農林水産物の振興及び都市農村交流の促進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、愛知県とする。

(定義)

第3条 この要綱で「街道」とは、一定のまとまりをもった活動地域をいう。

(認定等)

- 第4条 県は、本要綱及び別に定める認定要領に基づき、「食と花の街道」を認定する。
- 2 「食と花の街道」の認定は、次に掲げる区分に応じ、次に定める街道に該当すると認められる場合に行うものとする。
- (1) 「いいともあいち食の街道」 愛知県産の農林水産物等を活用し、食をテーマとした取組を行う街道
 - (2) 「花の王国あいちフラワー街道」 愛知県内で栽培されている花き(農業生産物又は景観作物として栽培されている花、緑化木、生産過程で開花する花等をいう。以下同じ。)をテーマとした取組を行う街道
- 3 前項の街道において実施する取組は、次の各号に定めるとおり実施し、又は計画しなければならない。
- (1) 地域の魅力や特色を伝えるストーリー又は誘客促進に向けた取組とすること。
 - (2) イベント開催若しくは印刷物・メディア・インターネット等を活用した情報発信を実施していること又はこれらを実施する計画があること。
 - (3) 複数年にわたり継続的に実施していること又は実施する計画があること。

(支援活動)

第5条 県は、各活動地域において創意工夫を活かした効果的な取組ができるよう、事業に対する助言者を置くとともに、各種情報媒体を活用したPRと研修会や情報交換会を行うものとする。

(街道における取組)

第6条 「食と花の街道」として認定を受けた者は、愛知県産の農林水産物等やこれらに関連する地域資源のPRと活用促進に向けた取組を積極的に行うとともに、街道のネットワークの構築に向けた活動を行うものとする。

(事務局)

第7条 本事業に関する事務を処理するため、農業水産局農政部農業振興課内に事務局を置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月24日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。